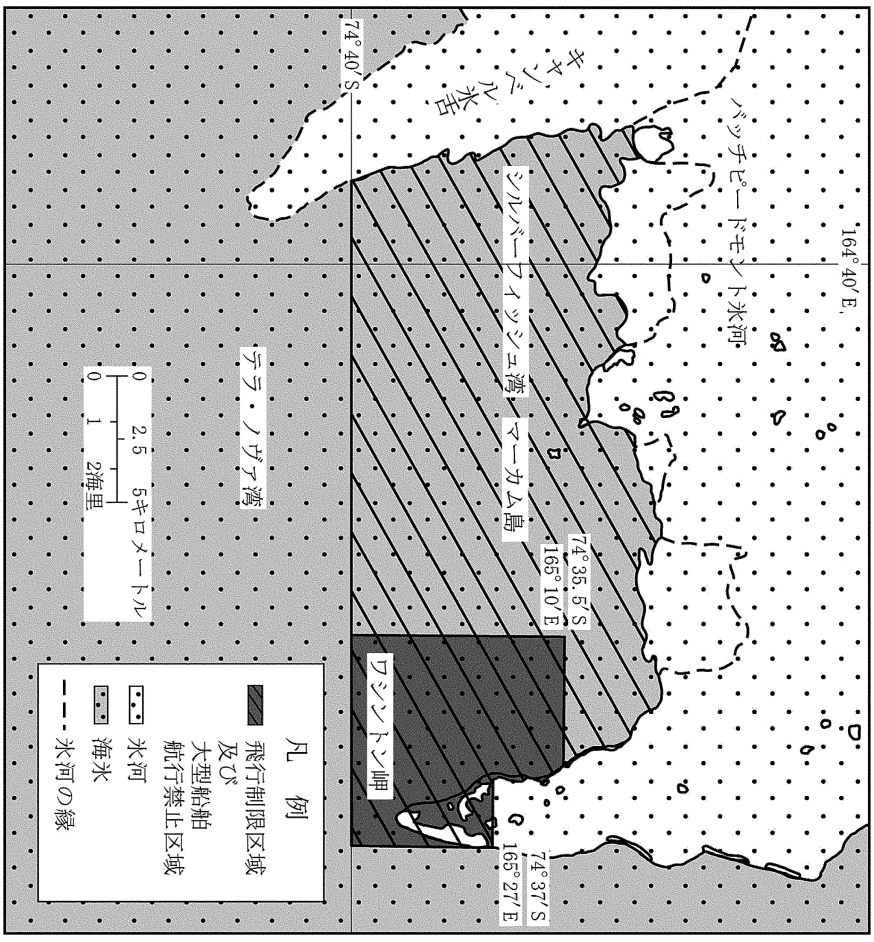
別記第七十二南極特別保護地区の次に次のように加える。

第七十三南極特別保護地区

ロス海のテラ・ノヴァ湾のワシントン岬及びシルバーフィッシュ湾

この地区は、南緯74度34分東経164度28分の地点を起点とし、同地点から南緯74度34分の緯度線を東に進み、南緯74度34分東経164度29分の地点に至り、同地点からシールドヌナタクの境界線を東に進み、南緯74度33分54秒東経164度31分30秒の地点に至り、同地点からシルバーフィッシュ湾の海岸線を東に進み、南緯74度35分20秒東経164度53分の地点に至り、同地点からクロス湾の海岸線を東に進み、南緯74度37分東経165度22分の地点に至り、同地点から南緯74度37分の緯度線を東に進み、南緯74度37分東経165度27分の地点に至り、同地点から東経165度27分の経度線を南に進み、南緯74度40分東経165度27分の地点に至り、同地点から南緯74度40分の緯度線を西に進み、南緯74度40分東経164度33分の地点に至り、同地点からキャンベル氷舌の境界線を北北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



別表第四の八十六の項の次に次のように加える。

八十七	ドローニングモードランドのシューマッハオアシスにおける最初の常設ドイツ南極観測基地ジョージフォスター跡地	南緯七十度四十六分三十九秒東経十一度五十一分三秒
八十八	クドリョショフ教授の複合掘削施設	南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分
八十九	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された頂上野営地	南緯七十七度三十分二十一秒東経百六十七度十分十三秒
九十	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された中腹野営地E	南緯七十七度三十分二十一秒東経百六十七度九分十五秒

別表第六第八南極特別保護地区の項第六号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同項第七号中「西経六十四度八分五十四秒」を「西経六十四度八分五十五秒」に改める。

別表第六第十七南極特別保護地区の項第六号の表中「四百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同項第八号中「南緯六十七度四十六分九秒西経六十八度五十三分三十二秒」を「南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分二十六秒西経六十四度八分五十四秒」を「西経六十四度八分五十五秒」に改める。

別表第六第二十三南極特別保護地区の項第四号中「七百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同項第五号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　当該地区内では爆発物を使用しないこと。

別表第六第三十二南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動」に改め、同項第五号中「除き、」の下に「原則として、」を加え、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第三十二南極特別保護地区の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	十メートル
ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	五メートル
マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル

別表第六第三十四南極特別保護地区の項第五号中「なお」を「また」に改め、「すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加える。

別表第六第三十五南極特別保護地区の項第八号中「当該」を「原則として、当該」に改める。